

令和2年2月17日
佐賀大学

佐賀大学を受験する皆様へ

「新型コロナウイルス感染症」(COVID-19)による感染症の拡大を受け、令和2年2月1日に同感染症を指定感染症に指定する政令が施行され、受験生が感染した場合、あるいは感染が疑われる場合の対応について、文部科学省より通知がありました。

佐賀大学では、受験生が「新型コロナウイルス感染症」に感染した場合、受験生の進学のための確保を図る観点から、次の特例措置を実施します。

令和2年度佐賀大学一般入試における特例措置について

本学一般入試(前期日程・後期日程)の実施にあたり、「新型コロナウイルス感染症」の確定診断を受けた者、あるいはその疑いが極めて高い者が、本試験を受験できない場合、以下の特例措置を実施します。実施学部、申請方法等は下記のとおりです。

記

1. 特例措置

「新型コロナウイルス感染症」の確定診断を受けた者等については、個別試験は実施せず、大学入試センター試験、調査書の内容を総合的に判断し可否を決定します。

2. 実施学部

- (1) 教育学部
- (2) 芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科 地域デザインコース
- (3) 経済学部
- (4) 理工学部
- (5) 農学部

*面接や実技検査を要する募集区分の医学部及び芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科 芸術表現コースは実施いたしません。

3. 申請対象者

本学一般入試(前期日程・後期日程)に出願し、「新型コロナウイルス感染症」の確定診断を受けた者、あるいはその疑いが極めて高い者に限ります。

4. 申請手続き

(1) 受付期間

・前期日程 令和2年2月20日(木)～27日(木)17時まで(土・日を除く)

・後期日程 令和2年3月5日(木)～12日(火)17時まで(土・日を除く)

(2) 申請方法

受験者代理人が、本学学務部入試課(0952-28-8177)に電話連絡した上で、受付期間中に「受験票」及び「医師の診断書」(新型コロナウイルス感染症への感染が明記されているもの)を入試課に持参し、申請してください。

(3) 特例受験許可書

申請書、医師の診断書などを審査のうえ、「特例受験許可書」を交付します。

5. その他

(1) 特例措置対象の受験者の入試成績開示については行いません。

(2) 「新型コロナウイルス感染症」の拡大状況によっては、本対応を含め見直すことがあります、その場合は適時ホームページ等でお知らせします。

(3) 合格者発表、入学手続きについては、学生募集要項に記載した所定の期日で行います。